

約款変更 新旧対照表

条項	変更後	変更前
<p>第 12 条 特定口座年間取引報告書等の交付</p>	<p>第 12 条 (特定口座年間取引報告書等の<u>交付</u>)</p> <p>1 当金庫は、措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、1 通を翌年 1 月 31 日までに、お客様に交付いたします。また、1 通を所轄の税務署長に提出いたします。</p> <p>当金庫は、措置法第 37 条の 11 の 3 第 8 項に定めるところにより、お客様の特定口座において、上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求がある場合のみ交付いたします。</p> <p>2 この契約が第 21 条により解約されたとき（第 21 条第 1 項④に該当し解約されたときを除きます。）は、当金庫は、その解約する日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。</p> <p><u>3 当金庫は、措置法第 37 条の 11 の 3 第 9 項に定めるところにより、本条の特定口座年間取引報告書の交付に代えて、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとしします。</u></p>	<p>第 12 条 (特定口座年間取引報告書等の<u>送付</u>)</p> <p>1 当金庫は、措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、1 通を翌年 1 月 31 日までに、お客様に交付いたします。また、1 通を所轄の税務署長に提出いたします。</p> <p>当金庫は、措置法第 37 条の 11 の 3 第 8 項に定めるところにより、お客様の特定口座において、上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求がある場合のみ交付いたします。</p> <p>2 この契約が第 21 条により解約されたとき（第 21 条第 1 項④に該当し解約されたときを除きます。）は、当金庫は、その解約する日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。</p>
<p>附則</p>	<p>1 この約款は、2013 年 5 月 1 日より適用させていただきます。</p> <p>2 この約款は、2014 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>4 この約款は、2017 年 8 月 7 日より一部改正を適用させて</p>	<p>1 この約款は、2013 年 5 月 1 日より適用させていただきます。</p> <p>2 この約款は、2014 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>4 この約款は、2017 年 8 月 7 日より一部改正を適用させて</p>

条項	変更後	変更前
	<p>いただきます。</p> <p>5 この約款は、2017年11月20日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>6 この約款は、2020年3月16日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>7 この約款は、2021年4月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p><u>8 この約款は、2024年9月21日より一部改正を適用させていただきます。</u></p>	<p>いただきます。</p> <p>5 この約款は、2017年11月20日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>6 この約款は、2020年3月16日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>7 この約款は、2021年4月1日より一部改正を適用させていただきます。</p>